鎌ケ谷市総合基本計画
後期基本計画第2次実施計画
（案）

（令和9年度～令和14年度）

概要版

人と緑と産業が調和し
未来へひろがる　鎌ケ谷

第１　計画の目的 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ Ｐ．１
第２　計画期間 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ Ｐ．１
第３　計画の性格等 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ Ｐ．１
第４　計画の特徴 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ Ｐ．２
第５　計画の対象 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ Ｐ．３
第６　重点プロジェクト ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ Ｐ．４
第７　多額の経費を要する事業の状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・ Ｐ．６
第８　重点プロジェクト及び市長公約に基づき計上した主な事業 ・・ Ｐ．７
第９　計画策定スケジュール ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ Ｐ．１６

第１　計画の目的

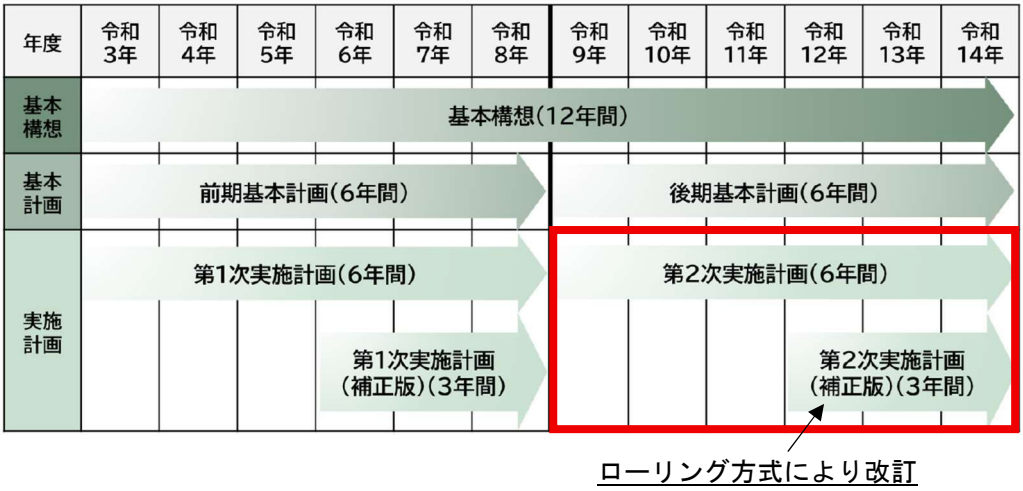
「鎌ケ谷市総合基本計画」は、「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」の３層で構成されています。

後期基本計画第２次実施計画（以下「実施計画」という。）は、「基本計画」に定める「施策の状態指標（目指す方向性）」及び「施策の柱の成果指標」を達成し、「基本構想」に掲げる都市像「人と緑と産業が調和し未来へひろがる鎌ケ谷」の実現を目指し、各施策に該当する全ての事務事業（特別会計及び下水道事業の事務事業を含む。）の中から、優先度の高い事務事業を決定するとともに、その事務事業に付随する具体的な業務を明示します。

第２　計画の期間　令和９年度～令和１４年度（６年間）

実施計画は、令和９年度から令和１４年度までの６年間を計画期間とし、中間となる３年後に、社会情勢の変化や財政状況などを踏まえて、必要な改訂を行います（ローリング方式）。

≪総合基本計画の構成及び計画期間≫



第３　計画の性格等

実施計画は、基本構想及び後期基本計画に定める「鎌ケ谷市が目指す将来の姿（都市像）」「５つの基本目標」「成果指標」などの達成に向けて、特に優先的に実施する事業の主な取組などを定めており、そのうち多額の経費を要する事業については、事業費及び必要となる財源を定めています。

また、実施計画の策定及び推進にあたり、次の事項に配慮しています。

（１）行財政運営及び予算編成の指針

各年度の行財政運営の方向性を示すとともに、予算編成の指針とします。

（２）業務の可視化及び行財政改革の推進

後期基本計画の施策に該当する全ての事務事業の中から、優先度の高い事務事業及びその具体的な業務を明らかにし、業務の可視化を図ることで、より計画的な業務の推進を実現するとともに、業務の改善、廃止など、業務の見直しを積極的に行うことで、効果的な行財政改革を推進します。

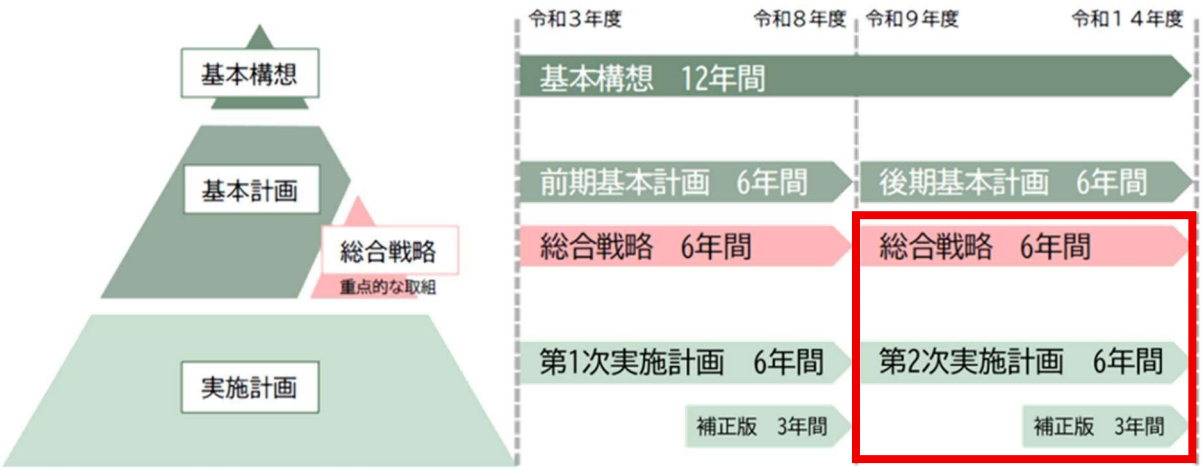
（３）行政評価制度に基づく進行管理

計画の適切な執行に資するため、行政評価制度を活用し、各事務事業の進捗状況と後期基本計画に掲げた「施策の柱の成果指標」の達成状況等を把握するなどの進行管理を行います。

（４）地方版総合戦略の推進

後期基本計画は、人口減少対策及び地方創生を目的とする、地方版総合戦略を包含する計画として策定され、地方版総合戦略における具体的な事業として重点プロジェクトを掲げることで、基本計画と総合戦略を一体的に推進することとしています。

このことから、実施計画についてもこれと連動し、重点プロジェクトを中心に、地方版総合戦略における具体的な取組として推進します。



第４　計画の特徴

実施計画の策定にあたっては、特に次の事項に配慮しています。

（１）後期基本計画の各施策に該当する全ての事務事業の中から、「優先度の高い事務事業」を選定するとともに、その事務事業に付随する具体的な業務を明記したこと。

（２）「優先度の高い事務事業」の選定にあたり、事後評価を参考にするとともに、事前評価を実施したこと。

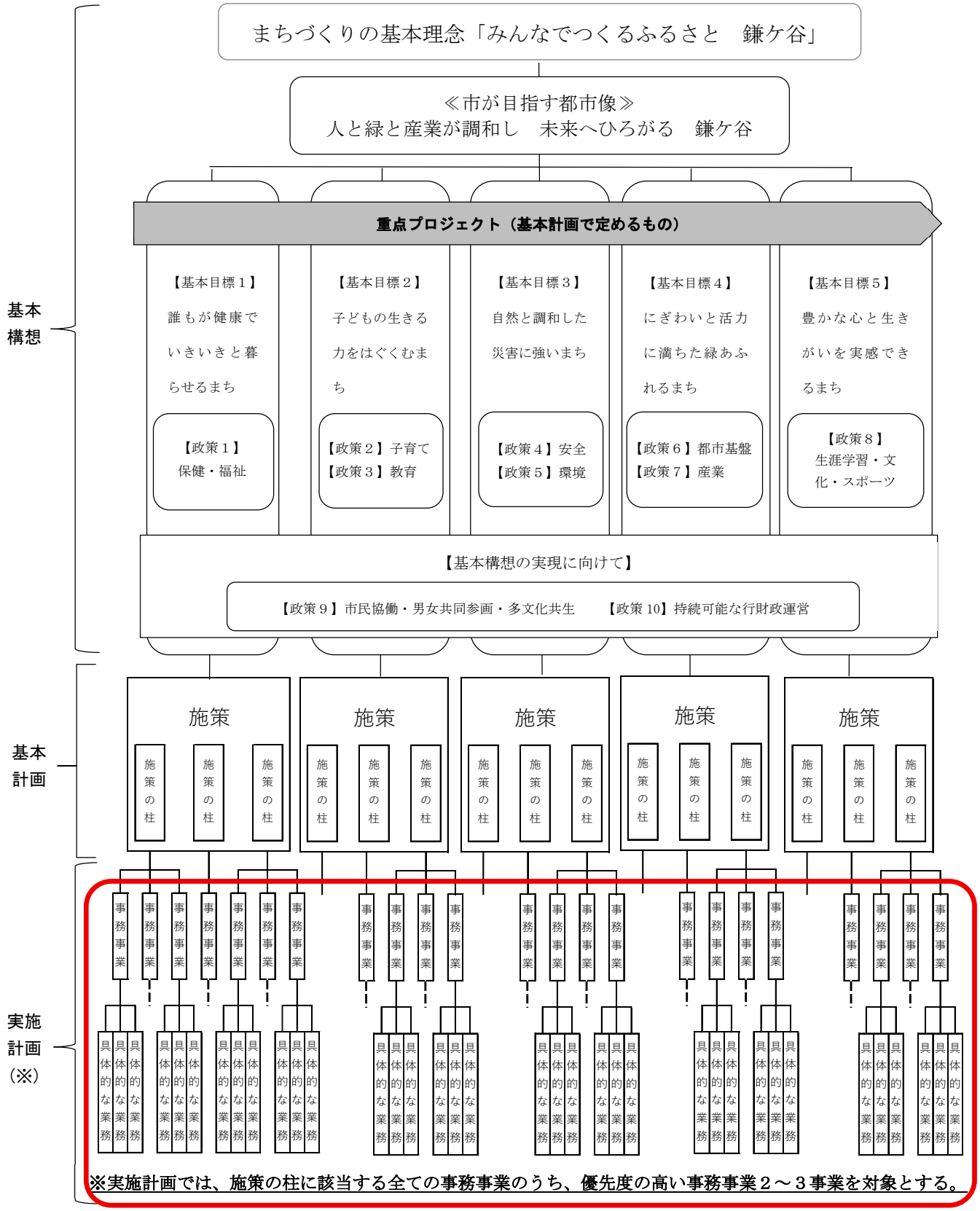
（３）後期基本計画で定める「重点プロジェクト（４、５頁参照)」の達成及び重点化を図った計画とするため、施策の柱に重点プロジェクトの該当の有無を明記したこと。

（４）後期基本計画に掲げた「施策の柱の成果指標」の令和１４年度目標値の達成に配慮したこと。

第５　計画の対象

実施計画は、全ての事務事業を対象とし、このうち特に優先度の高い事務事業を選定するとともに、全体の事業費が５００万円以上の事務事業については、事業の性質や内容等を考慮しながら、多額の経費を要する事業として定めます。

≪総合基本計画全体のイメージ（政策＝１０、施策＝３５、施策の柱＝９８）≫



第６　重点プロジェクト

～鎌ケ谷市総合基本計画　後期基本計画から抜粋～

重点プロジェクト

本市の目指す将来の姿（都市像）を実現するため、基本構想で定める５つの基本目標を踏まえ、各分野において重点的かつ優先的に取り組むものとして、次のイメージのとおり３つのプロジェクトに加え、プロジェクトを支える横断的な取組を設定します。

図４：重点プロジェクトのイメージ



≪各プロジェクトの概要≫

≪プロジェクト１≫　人が集い魅力ひろがるまちづくり

本市の持続的な発展に向け、にぎわいの創出、昼間人口の増、税収増を図るため、北千葉道路の整備を契機とした本市の第２の発展期を逃さず、利便性やポテンシャルが高い新鎌ケ谷地区を中心に、土地利用の見直しの検討や企業誘致の推進により、昼間人口の増加、にぎわいの創出等につながる戦略的なまちづくりに取り組みます。

また、緑と調和した良好な景観形成や魅力あるコンパクトなまちづくりを進めるほか、コミュニティバスの利便性向上などにより、誰もが移動しやすい生活環境づくりを推進します。

さらに、企業誘致等により得られた税収を、こどもからお年寄りまで全ての人が安心して暮らせるまちづくりに投資していくという好循環を確立することで、将来にわたり発展し続けるまちづくりを推進します。

【重点施策】　**①快適な公園・緑地空間の創出**　**②安全に利用できる道路環境の充実**
③持続可能で魅力ある都市の構築　**④企業誘致の推進及び商工業・観光施策の振興**

≪プロジェクト２≫　未来を担うこどもを育むまちづくり

家庭、学校、地域、事業者、行政が連携し、こどもと子育て家庭が孤立せず、地域全体でこどもを育み支える体制を構築することで、鎌ケ谷で育ったこどもたちがまちに愛着を持ち続け、大人になっても住み続けたいと思えるまちづくりを目指します。

そのため、妊娠、出産、子育て、学校教育に至るまで切れ目のない支援を提供し、相談支援や経済的支援の充実、ひとり親家庭や経済的に不安のある家庭への就労支援と貧困対策を進めます。

さらに、多様な家庭に対応した保育サービスの充実やＩＣＴ教育の推進、特色ある学校づくりを通じて、未来を切り拓く力を育むとともに、通学路の整備や保健指導等によって児童・生徒の健康と安全を確保します。

【重点施策】　**①子育て環境の充実**　**②貧困対策・児童虐待防止等の推進**　**③保育サービス等の充実**
④学校教育の充実　**⑤児童・生徒の健康及び安全等の確保**

≪プロジェクト３≫　命を守り暮らしを支えるまちづくり

介護予防や疾病予防、早期発見、重症化予防を推進するとともに、健（検）診や保健指導を充実し、健康寿命の延伸に向けた取組を進めます。また、医療機関等を適正に利用できる環境を整備し、地域医療体制の強化を図り、進出が予定される２か所の病院整備を着実に進めるなど、安心して医療を受けられる環境づくりを推進します。

さらに、自助・共助・公助による地域防災力の向上を図るため、自治会集会所の整備助成や避難所となる体育館等への空調設備の設置を進めるとともに、消防・救急・救助体制の充実、住宅の耐震化、良好な居住環境の確保、二和川バイパスや大柏川第二調節池などの治水対策を計画的に推進します。

【重点施策】　**①保健・医療の充実**　**②危機管理体制・防災対策の強化**
③消防・救急・救助体制の充実　**④良好な居住環境の確保**　**⑤治水対策の推進**

≪プロジェクトを支える横断的な取組≫

行政情報や市の魅力の積極的な発信とデジタル・トランスフォーメーション（ＤＸ）の推進を、３つのプロジェクトを支える横断的な取組として位置付け、業務プロセスの見直しやデジタル技術の活用による市役所業務の効率化、市民の利便性向上を図ります。

また、デジタル技術や多様な広報媒体を活用しながら、市民、事業者、行政が相互に連携及び協力することで、市政への理解や地域への愛着を深め、持続可能なまちづくりを推進します。

【重点施策】　**①行政情報等の積極的な発信**　**②デジタル・トランスフォーメーション（ＤＸ）の推進**

第７　多額の経費を要する事業の状況

実施計画の対象とする事業は、後期基本計画で掲げた各施策のねらい達成のため、市が行うすべての事務事業（予算計上を必要としない事務事業、国・県・民間等が主体となり本市が事業費を負担する事務事業を含む）とします。

そのうち、全体の事業費が５００万円以上の事務事業については、「多額の経費を要する事業」として、特に明記します。

１　事業全体の状況

（１）６年間の事業数　７４事業

（２）６年間の事業費　２０，７４８，５３６千円

≪財源内訳別≫　（単位：千円）

	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	計画期間合計
総事業費	3,421,461	3,211,851	3,432,862	3,793,010	3,743,987	3,145,365	20,748,536
国庫支出金	343,578	291,145	522,093	591,762	480,935	350,733	2,580,246
県支出金	94,130	76,844	47,781	15,969	16,121	18,439	269,284
市債	1,502,900	1,195,100	1,277,200	1,593,900	1,460,200	1,058,700	8,088,000
基金繰入金	45,000	30,000	10,000	0	0	0	85,000
その他	86,985	57,550	55,850	38,250	88,350	127,650	454,635
一般財源	1,348,868	1,561,212	1,519,938	1,553,129	1,698,381	1,589,843	9,271,371

≪基本目標別≫　（単位：千円）

	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	計画期間合計
総事業費	3,421,461	3,211,851	3,432,862	3,793,010	3,743,987	3,145,365	20,748,536
1　誰もが健康でいきいきと暮らせるまち	24,697	62,923	228,054	251,297	38,040	38,040	643,051 (3.1%)
2　子どもの生きる力をはぐくむまち	1,118,358	863,327	750,018	852,444	982,356	916,902	5,483,405 (26.4%)
3　自然と調和した災害に強いまち	350,919	106,227	306,968	104,548	419,988	178,718	1,467,368 (7.1%)
4　にぎわいと活力に満ちた緑あふれるまち	1,626,102	1,784,426	1,860,659	2,151,162	1,895,218	1,894,568	11,212,135 (54.0%)
5　豊かな心と生きがいを実感できるまち	256,822	289,493	259,414	397,931	392,958	72,831	1,669,449 (8.1%)
基本構想の実現に向けて	44,563	105,455	27,749	35,628	15,427	44,306	273,128 (1.3%)

２　事業の詳細

多額の経費を要する事業の詳細は、「別冊（多額の経費を要する事業の詳細）」に掲載しています。

第８　重点プロジェクト及び市長公約に基づき計上した主な事業

後期基本計画に定める「重点プロジェクト」及び「市長公約」に基づき、「今を大切に、未来に希望を」持てるまちづくりの実現に向け、各分野において重点的かつ優先的に取り組むものとして実施計画に計上した主な事業は、次のとおりです。

≪重点プロジェクト≫

プロジェクト１
人が集い魅力ひろがるまちづくり

プロジェクト２
未来を担うこどもを育むまちづくり

プロジェクト３
命を守り暮らしを支えるまちづくり

プロジェクトを支える横断的な取組

≪市長公約≫

１　確かな未来への２つの事業
- 事業１　子育て世代への支援
- 事業２　北千葉道路の整備を見通したまちづくり

２　まちづくり５つの政策
- 政策１　子育てがしやすいまちづくり
- 政策２　お年寄りや障がいを持っている人が安心して暮らせるまち
- 政策３　災害に強い安全、安心なまちづくり
- 政策４　にぎわいあふれる発展し続けるまち
- 政策５　緑にあふれ、豊かな産業が育つまち

１　確かな未来への２つの事業

事業１　子育て世代への支援

①【重点】多子世帯への学校給食費の減免（中学校）（給食管理室）　**…本編Ｐ．４３**

多子世帯の負担軽減を図るため、市内在住で、子を３人以上扶養している世帯について、第３子以降の子の市内中学校の学校給食費を無償とします。

②【重点】小学生の学校給食費の無償化（給食管理室）　**…本編Ｐ．４３**

子育て世帯の経済的負担を軽減するため、市内小学校に通学する全児童の学校給食費を無償とします。

③【重点】中学校１年生の学校給食費の無償化（給食管理室） **…本編Ｐ．４３**

子育て世帯の経済的負担を軽減するため、市独自に市内中学校に通学する１年生の学校給食費を無償とします。

事業２　北千葉道路の整備を見通したまちづくり

①【重点】北千葉道路沿線地籍調査事業（道路河川管理課）

…本編Ｐ．７３（別冊Ｐ．２９）

北千葉道路の早期開通に向けて、土地の所有者、地番、地目を調査し、境界の位置と面積を測量調査します。

②【重点】企業誘致の推進（企業誘致推進室） **…本編Ｐ．８２**

産業用地を確保するために候補地の発掘や事業化に向けた権利者や開発事業者との調整を行うとともに、企業ニーズを幅広く把握したうえで企業立地奨励金等を活用し積極的に企業誘致の促進を図ります。

２　まちづくり５つの政策

政策１　　子育てがしやすいまちづくり

①　総合福祉保健センター分館整備事業（社会福祉課）

…本編Ｐ．１７（別冊Ｐ．３）

総合福祉保健センター分館（２号館）の開設、本館（１号館）のレイアウト変更に伴い、必要となる備品を購入します。

②【重点】産後ケア業務委託の実施（健康増進課） **…本編Ｐ．２９**

出産後間もない母子に対して、母親の身体的な回復や心理的な安定を促進することを目的に産後ケア（宿泊型・通所型・訪問型）を実施します。

③【重点】妊婦等包括相談支援及び経済的支援の実施（こども支援課、健康増進課）

…本編Ｐ．２９

妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、必要な支援につなぐ妊婦等包括相談支援（伴走型相談支援）及び出産育児の利用負担軽減を図る経済的支援を実施します。

④【重点】１か月児健康診査の実施（健康増進課） **…本編Ｐ．３０**

生後１か月後の乳児に対して、医療機関で実施する健康診査費用を一部助成し、疾病の早期発見や保護者の子育て支援につなげます。

⑤【重点】産婦健康診査の実施（健康増進課）　…本編Ｐ．３０

産後うつの予防等、出産直後の母子への支援を強化するため、出産２週間後及び１か月後の２回を上限に、産婦健康診査を受診する費用を助成します。

⑥【重点】要保護・準要保護児童生徒援助（学務保健室）　…本編Ｐ．３２

経済的理由により児童生徒に義務教育を受けさせることが困難と認められる保護者に対し、学用品等の学校教育に必要な経費の援助を行います。

⑦【重点】管内民間保育所等運営費補助金、小規模保育事業運営費補助金（幼児保育課）　…本編Ｐ．３５

民間保育所、小規模保育事業所及び認定こども園の事業者に対して、当該保育所等の円滑な運営を図ることを目的として保育士確保対策等に係る補助金を交付します。

⑧【重点】医療的ケア児の保育に対応するための体制整備（幼児保育課）　…本編Ｐ．３６

医療的ケアが必要となる園児に対応するため、保育園に看護師を配置するとともに、必要となる備品等を整備します。

⑨【重点】放課後児童クラブの運営（こども支援課）　…本編Ｐ．３７

労働等により昼間保護者が家庭にいない小学校就学児童に対し、授業終了後等に適切な遊びと生活の場を提供する放課後児童クラブ（１８クラブ）を管理運営します。

⑩【重点】中学校部活動地域移行事業（学校教育課）　…本編Ｐ．３８（別冊Ｐ．９）

休日（土日など）の中学校の部活動を、段階的に学校管理下の活動ではなく、学校管理外の地域の活動へと展開するため、民間事業者を運営主体として管理・運営や人材の派遣を業務委託するとともに、保護家庭等への支援を実現することで、持続可能な休日の部活動（地域クラブ活動）を行います。

⑪【重点】義務教育施設維持補修事業（教育総務課）　…本編Ｐ．４２（別冊Ｐ．１０）

安全かつ快適な学校の施設環境を整備するため、学校施設長寿命化計画等に基づき、老朽化した施設及び設備について計画的に改修するとともに、災害時には避難所となる体育館に空調設備を設置します。

⑫【重点】通学路・歩道等整備事業（道路河川管理課）　…本編Ｐ．４２（別冊Ｐ．３４）

登下校時における児童生徒の安全確保を図るため、通学路の交通安全施設の整備を行い、また、鎌ケ谷市歩道等総合整備計画に基づき、道路区画線及びカラー舗装の整備を行うとともに、ガードレール、道路反射鏡、道路標識等の交通安全施設の整備を行います。

⑬【重点】学校給食費の公費補てん（給食管理室） **…本編Ｐ．４３**

近年、食材費の値上げの影響を受けている状況の中、学校給食費の保護者の負担に配慮しつつ、安定的に魅力ある学校給食を提供するため、小学生及び中学校１年生の給食費を無償化するにあたり、小学生においては県から交付される額を超える分、中学校１年生においては全額を公費で補てんします。

政策２　　お年寄りや障がいを持っている人が安心して暮らせるまち

①【重点】各種予防接種の実施（健康増進課） **…本編Ｐ．１４**

乳幼児及び高齢者に対し、予防接種法等に基づく予防接種を行い、感染のおそれがある疾病の発生及びまん延を予防します。

②　総合福祉保健センター分館整備事業（社会福祉課）※再掲

…本編Ｐ．１７（別冊Ｐ．３）

総合福祉保健センター分館（２号館）の開設、本館（１号館）のレイアウト変更に伴い、必要となる備品を購入します。

③　地域包括支援センターの運営（高齢者支援課） **…本編Ｐ．２０**

高齢者の相談窓口として地域包括支援センターを適正に運営し、介護予防ケアマネジメント、総合相談、権利擁護ケアマネジメントを包括的に行います。

④　高齢者生きがい対策事業の実施（高齢者支援課） **…本編Ｐ．２１**

高齢者生きがい対策として、老人憩の家設置事業、老人クラブ活動支援等を行います。

⑤　福祉タクシー助成（障がい福祉課） **…本編Ｐ．２５**

心身障がい者等が外出の際にタクシーを利用する場合において、その運賃の一部を助成します。

⑥　移動支援給付費（障がい福祉課） **…本編Ｐ．２５**

屋外での移動が困難な障がい者（児）に対し、外出のためヘルパーによる支援を行うことにより、地域での生活及び社会参加を促します。

⑦【重点】地域公共交通活性化推進事業（都市政策室）

…本編Ｐ．７８（別冊Ｐ．３８）

住民の豊かな暮らしの実現や地域の社会経済活動に不可欠な社会基盤である地域公共交通を活性化し、地域の移動手段の維持・確保を図ります。

政策３　　災害に強い安全、安心なまちづくり

①【重点】義務教育施設維持補修事業（教育総務課）※再掲

…本編Ｐ．４２（別冊Ｐ．１０）

安全かつ快適な学校の施設環境を整備するため、学校施設長寿命化計画等に基づき、老朽化した施設及び設備について計画的に改修するとともに、災害時には避難所となる体育館に空調設備を設置します。

②【重点】自主防災組織資器材交付（安全対策課）　…本編Ｐ．４８

自主防災組織が防災活動を行うために必要な防災資器材を交付することにより、自主防災組織の育成及び整備並びに防災意識の高揚を図ります。

③【重点】ハザードマップ作成事業（安全対策課）　…本編Ｐ．４８

令和９年度に予定されている内水浸水想定区域図の作成を踏まえ、ＷＥＢ版ハザードマップへの追加及び新たな紙版のハザードマップを作成します。

④　犯罪被害者等見舞金の支給（安全対策課）　…本編Ｐ．５０

犯罪被害者等が受けた被害の早期回復及び軽減を図るため、傷害見舞金、遺族見舞金の支給及び転居費用の助成を行います。

⑤　防犯カメラ整備事業（安全対策課）　…本編Ｐ．５２（別冊Ｐ．１４）

防犯カメラを整備することで、犯罪の抑止と事件・事故の早期解決に繋げ、安全で安心な環境の基盤整備を図ります。

⑥【重点】消防車両更新事業（消防総務課）　…本編Ｐ．５３（別冊Ｐ．１６）

鎌ケ谷市消防用自動車更新計画に基づき、消防活動に必要不可欠な、消防用自動車及び車両積載品の更新整備を行います。

⑦　上水道整備事業（環境課）　…本編Ｐ．６２（別冊Ｐ．１９）

井戸水から指針値を超過するＰＦＡＳが検出された一部の地域において、安全な飲用水を供給するため、要望があった住宅に対して上水道の給水管の接続が可能となる配水管の布設を進めます。

⑧【重点】住宅耐震改修促進事業（建築住宅課）　…本編Ｐ．６４（別冊Ｐ．２０）

昭和５６年５月３１日以前の旧耐震基準で建築された木造住宅を対象として、耐震診断及び耐震改修工事費の一部を補助します。また、通学路等に面する危険コンクリートブロック塀等について、所有者等の除却を促進するため、除却費等の一部を補助します。

⑨【重点】準用河川整備事業（道路河川整備課）　…本編Ｐ．６８（別冊Ｐ．２４）

準用河川二和川で河川拡幅区間５３３ｍ（牡鹿台ハイツ～東武野田線馬込沢駅西側）

を整備し、浸水被害の軽減を図ります。

⑩【重点】ヘルメット購入費用助成金（道路河川管理課）　…本編Ｐ．７５

令和５年４月１日から改正道路交通法が施行され、ヘルメットの着用が努力義務になったことに伴い、ヘルメット購入者に対し、費用の一部を助成します。

⑪　スポーツ施設維持補修事業（文化・スポーツ課）　…本編Ｐ．９５（別冊Ｐ．４８）

市民体育館の排水管の改修など、スポーツ施設の改修工事を行います。

政策４　　にぎわいあふれる発展し続けるまち

①【重点】新鎌ケ谷西側地区都市計画道路整備事業（道路河川整備課）

…本編Ｐ．７３（別冊Ｐ．２８）

新鎌ケ谷地区に発生する集中交通を円滑に処理するとともに、歩行者等の安全性を高めるため、新鎌ケ谷地区の東西を連絡する都市計画道路を整備します。

②【重点】近隣商業拠点整備事業（まちづくり室）　…本編Ｐ．７７（別冊Ｐ．３６）

地域コミュニティの場や、日常生活に身近な商業等のサービス機能の充実を目指す近隣商業拠点として、利便性の向上を図るものとして北初富駅前広場を整備することで、市民生活の利便性の向上やサービス機能の充実を図ります。

③【重点】新鎌ケ谷駅周辺地区市街地整備促進事業（まちづくり室）

…本編Ｐ．７７（別冊Ｐ．３６）

鉄道４路線の結節機能を活かしながら多様な機能が複合的に集積する躍動感と魅力あふれる広域交流拠点として、新鎌ケ谷駅周辺の整備を推進することで、市民生活の充実とにぎわいの創出を図ります。

④【重点】都市軸形成促進事業（まちづくり室）　…本編Ｐ．７７（別冊Ｐ．３７）

本市のまちづくりの中心となる都市軸の一翼を担う初富駅周辺について、駅前広場等の整備を推進することで、魅力ある都市機能の充実を図ります。

政策５　　緑にあふれ、豊かな産業が育つまち

①【重点】街区公園整備事業（公園緑地課）　…本編Ｐ．６７（別冊Ｐ．２３）

東中沢四丁目ふれあいの森について、千葉県地方土地開発公社が先行取得した土地の買戻しを行います。また、囃子水公園の再整備に伴い環境調査を実施するとともに、西佐津間公園について、一部寄附により拡幅した用地を整備します。

② 果樹剪定枝リサイクル事業（農業振興課）　…本編Ｐ．７９（別冊Ｐ．３９）

農業者の負担軽減及び野焼きの抑止のため、果樹剪定枝等の回収を行い、剪定枝を破砕したチップを糞尿吸着剤として酪農等で活用します。また、剪定枝の堆肥化事業で製造した堆肥及び剪定枝を原料としたチップを市民還元として販売します。

③【重点】企業誘致の推進（企業誘致推進室）※再掲　…本編Ｐ．８２

産業用地を確保するために候補地の発掘や事業化に向けた権利者や開発事業者との調整を行うとともに、企業ニーズを幅広く把握したうえで企業立地奨励金等を活用し積極的に企業誘致の促進を図ります。

④【重点】商工業振興補助金（商工観光課）　…本編Ｐ．８３

地域における商工業の総合的な振興発達を図るため、商工会事業、商店街整備振興事業及び事業協同組合事業を実施する商工会、各商店会等（１１団体）に対し、補助金を交付します。

⑤【重点】北海道日本ハムファイターズとの連携強化（ファイターズファーム連携推進室、文化・スポーツ課）　…本編Ｐ．８４、９４

北海道日本ハムファイターズとの連携を強化し、イベント等の連携事業を実施することで、市の魅力発信や関係人口の増加等を図ります。

３　その他

脱炭素化の推進

国においては、ＧＸ（グリーントランスフォーメーション）への投資として、脱炭素化社会の実現に向けた取組を加速することとしています。

本市では、令和５年度からスタートした鎌ケ谷市第３次環境基本計画に基づき、市民・事業者・行政が一体となった環境保全の取組を推進するとともに、ＬＥＤ照明への切り替えなど、脱炭素化の取組を推進します。

①　公共施設の照明のＬＥＤ化改修の実施

脱炭素化への対応や電気使用量の削減を目的として、「市庁舎等の各公共施設の照明のＬＥＤ化に係る基本方針」に基づき、公共施設の照明のＬＥＤ化改修を実施します。

（１）社会福祉センター改修事業（高齢者支援課）　…本編Ｐ．２１（別冊Ｐ．４）

（２）児童センター改修事業（こども支援課）　…本編Ｐ．３１（別冊Ｐ．５）

（３）こども発達センターのびのびルーム改修事業（こども発達センター）
…本編Ｐ．３３（別冊Ｐ．６）

（４）保育園改修事業（幼児保育課）　…本編Ｐ．３５（別冊Ｐ．７）

（５）学習センター等改修事業（生涯学習推進課）　…本編Ｐ．８７（別冊Ｐ．４３）

（６）生涯学習推進センター改修事業（生涯学習推進課）
…本編Ｐ．８７（別冊Ｐ．４４）

（７）コミュニティセンター等改修事業（市民活動推進課）
…本編Ｐ．９７（別冊Ｐ．４９）

②　住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金の交付（環境課）　**…本編Ｐ．５７**

脱炭素化の促進を図るため、住宅用設備等の設置に係る費用について補助を行います。

デジタル化の推進

限られた行財政資源の中で３つの重点プロジェクトを効果的かつ持続的に推進していくため、ＤＸ（デジタルトランスフォーメーション）の推進により、業務プロセスの見直しやデジタル技術の活用による市役所業務の効率化、市民の利便性向上を図ります。

①【重点】ペーパーレスの推進（ＤＸ推進室） **…本編Ｐ．１１１**

庁内の会議においてペーパーレス化を推進するため、プロジェクターと各職員のノートパソコンを活用したオフライン運用のペーパーレス会議の利用を促進します。

②【重点】契約管理システム導入及び運用（契約管財課）

…本編Ｐ．１１１（別冊Ｐ．５２）

入札及び契約の手続に必要な関係書類は、手書きによる作成や財務会計システムから予算残額を転記すること等により時間を要するとともに、転記ミスの可能性があることから、財務会計システムと連動した契約管理システムを導入し、事務の効率化を図ります。

③【重点】窓口支援システム導入・運用（ＤＸ推進室） **…本編Ｐ．１１２**

ライフイベントごとの行政手続きにおける市民の負担（移動・記入・待ち時間）を最小限に抑えるとともに、業務効率化を図るため、申請書の自動作成機能、案内票出力機能及び他課の関係システムと連携を行うことができる窓口支援システムを導入・運用します。

④【重点】統合型ＧＩＳ導入事業（ＤＸ推進室、建築住宅課、都市政策室）

…本編Ｐ．１１２（別冊Ｐ．５３）

庁内で事業ごとに活用している様々な地図データ（ＧＩＳ）について段階的に集約を行い、将来的な統合型ＧＩＳの構築や公開型ＧＩＳの構築を目指します。

第９　計画策定スケジュール

年月日	内容
令和８年　４月１３日	策定要領の決定
５月　７日	職員説明会の開催
５月７日～６月２６日	各課で検討シート等の作成 ① 施策・事務事業（事前評価表） ② 多額の経費を要する事業
６月２９日～７月１５日	各課ヒアリング
８月２５日	政策調整会議（多額の経費を要する事業）
９月　７日	政策会議（多額の経費を要する事業）
９月１７日	第２次実施計画における「多額の経費を要する事業（案）」の決定
１０月　６日	政策調整会議（第２次実施計画（案））
１０月１９日	総合基本計画策定会議（第２次実施計画（案））
１１月	パブリックコメント
１２月（予定）	令和９年度予算編成に伴う修正
令和９年　１月（予定）	「後期基本計画第２次実施計画」の決定